

子ども支援・教育力向上について

1 調査項目

- (1) 子ども・子育て支援に関する事項
- (2) 少子化対策に関する事項
- (3) 健全育成に関する事項
- (4) 児童虐待防止・権利擁護に関する事項
- (5) 学力向上に関する事項
- (6) 学校施設改築・学校再編に関する事項

2 特別委員会の設置及びその定数

本調査のため地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第1項に基づく江戸川区議会委員会条例（昭和31年9月江戸川区条例第7号）第4条第1項の規定により、本議会に「子ども支援・教育力向上特別委員会」を設置するものとし、同第4条第2項の規定により、当該特別委員会の定数を12人とする。

3 継続調査

本調査は議会閉会中も調査できるものとし、議会が本調査終了を議決するまで継続して調査を行うものとする。

（説明）

子どもたちは、一人ひとりが権利の主体として、新しい時代を担う存在であり、「地域の宝」であり「未来への希望」である。社会的な面からも、学力の面からも一人ひとりの子どもに寄り添ったきめ細かな支援をしていかなければならない。昨今、子どもの貧困や児童虐待、ひとり親、ヤングケアラーなどの複雑化する子どもを取り巻く社会課題の解決に向けては、家庭、学校、地域、行政がさまざまな角度から、それぞれの持てる力を活かし、社会全体で子どもたちの健全な育みを支える仕組みづくりが必要である。

また、少子化への対応として、結婚、妊娠・出産、子育てなどすべての段階での一人ひとりのニーズに応じた施策の展開が求められる。

さらに、将来予想される児童・生徒数の減少を見据え、老朽化した学校施設の改築や統廃合、小中連携教育の推進なども視野に入れた計画づくりが必要である。

よって、これらの諸方策を調査研究するため、本案を提出する。